

福祉生活病院常任委員会資料

(令和8年6月9日)

【件名】

- とっとりプレコン相談室の運用開始について
(家庭支援課) . . . 2
- 「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第五次改訂に伴う
パブリックコメントの実施について
(家庭支援課) . . . 5
- 米子児童相談所一時保護児童の交通事故について
(家庭支援課) . . . 7
- 西部総合事務所管内の私立認可保育所における施設内虐待への対応について
(西部総合事務所県民福祉局) . . . 8

子ども家庭部

とっとりプレコン相談室の運用開始について

令和8年6月9日
家庭支援課

プレコンセプションケアに関する専門的な相談など、男性も女性も、いつでも、気軽に、匿名で受けることができるオンラインサービスとして、「とっとりプレコン相談室」を、令和8年5月28日から運用開始しましたので、その概要を報告します。

1 事業の目的

妊娠・出産を望むか否かに関わらず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、自身の責任に基づき、希望する未来を選択できる可能性を広げる取組の一つである「プレコンセプションケア」について、専門家に気軽に相談できる体制を整備するとともに、信頼性の高い情報の提供体制の強化を図る。

2 事業の概要

(1) 名称 とっとりプレコン相談室

(2) 運用体制

- 株式会社ファミワンが提供する既存の有料サービス「ファミワンヘルスケア相談サポート」について、県との契約に基づき、鳥取県内在住・在学・在勤の方にオンライン相談サービスを無料で提供。
→ 相談内容に応じ、県内市町村や医療機関、専門機関等の各種相談窓口を紹介。

＜ファミワンヘルスケア相談サポート（株式会社ファミワン）＞

- ・約50名の専門家（※）がオンラインで相談対応を実施。
※看護師・臨床心理士・胚培養士・管理栄養士・保健師・薬剤師・助産師等
(参考) 株式会社ファミワン (H27 設立、代表取締役：石川勇介、本社：東京都渋谷区)
- ・企業や自治体から職員の福利厚生や住民向け相談窓口の設置等の事業を受託

(3) 相談内容

生活習慣（食生活、睡眠等）やメンタルヘルス、ご自身の体調等、普段気にかかっていることや不安に感じていること

（生活習慣改善、月経トラブル、妊活・不妊治療、避妊・性感染症、出産・育児 等）

＜具体の相談例＞

- なんだか調子が悪いが、どうすればよいか悩んでいる。
- プレコン健診の結果説明を受けたが、その内容について気になることがある。など

3 サービスの利用方法

(1) 利用時に以下のクーポンコードを入力することにより無料で何度でも利用（相談）可能

tottori 鳥取県〇〇

※〇〇には市町村名を入力

※クーポンコードは特設サイトやチラシに掲載

(2) 利用（登録）方法

LINE アカウントもしくはメールアドレスで利用登録

(3) 相談方法

① テキスト相談（24時間受付）

専用フォームによりテキストで気軽に相談し、専門家が対応。

② 通話相談（予約制）

テキストでは伝えきれない悩みなどをWEB会議ツール（Zoom）で専門家に直接相談。

(参考) 令和8年度の主なプレコンセプションケア関連事業

○プレコン健診に取り組む市町村への支援（15市町村が実施予定 ※R7は2市町が実施）

○信頼性の高い情報の提供

- ・専門家監修のもと、様々なテーマ（健診、栄養、睡眠等）を取り上げた動画を作成・配信
- ・オンラインセミナーの開催（年2回）

とっとりプレコン相談室

性や健康に関する様々なお悩み スマホから無料相談ができます。



出産・
育児

パートナー
との関係

妊活・
不妊治療

月経
トラブル

避妊・
性感染症

生活習慣
改善



テキストメッセージや
Zoomによるオンライン相談は
男女問わず、
匿名でご利用いただけます。



看護師や臨床心理士を
はじめとした**専門職**に、
様々なお悩みを
気軽に相談できます。



鳥取県在住・在学・在勤の方が対象！

アカウント登録時に下記クーポンを入力してください

無料クーポンコード

tottori鳥取県○○

※○○には市町村名が入ります(例) tottori鳥取県鳥取市

▲ まずは公式LINEから登録

LINE ID : @famione-support

クーポンコードで無料登録・無料相談

まずは公式LINEの登録から



▶ LINE ID @famione-support

1 公式LINEの友だち追加



公式LINE ファミワン ヘルスケア相談サポートを「友だち追加」

2 LINEのトーク画面へ



トーク画面上のメニュー「相談を始める」を押します

3 ログイン画面から新規会員登録へ



ログイン画面の最下部「新規会員登録はこちら」へ



「メールアドレス」または「LINEアカウント」で登録

4 アカウント情報とクーポンコードを登録



アカウント情報の登録とクーポンコードを入力してください

下記クーポンコードを入力

tottori鳥取県○○

※○○には市町村名が入ります
(例)tottori鳥取県鳥取市

5 初回チェックシートの提出で完了



初回チェックシートを入力して完了
マイページより相談ができます

サービスを詳しく知りたい方は
サイトをご覧ください

オンライン相談の詳細、
セミナー情報など
お知らせも随時掲載!



とっとりプレコン相談室 LP

<https://wellness.famione.com/gov/tottori-pref>

※クーポンコードを入力し忘れの際は、登録後にマイページのクーポンコードを追加よりご登録できます。

※LINE アカウントで新規登録する場合も登録にはメールアドレスの入力が必要となります。※画像は実物と異なる場合があります。



「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第五次改訂に伴う パブリックコメントの実施について

令和8年6月9日
家庭支援課

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいて平成16年12月に全国に先駆けて策定した「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」について、この度、第四次計画（R3.4月策定）を改訂し、第五次計画として策定する予定です。

この第五次計画改訂にあたり、DV防止及び被害者支援の方向性や内容について広く県民の皆様から意見をいただくため、パブリックコメント（実施期間：令和8年6月6日から6月19日）を実施します。

1 計画の概要

(1) 根拠

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第2条の3の規定に基づく計画

(2) 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

(3) 計画の構成 4つの基本目標に沿って、取組の方向性と具体的取組を示す。

- ① 安心して相談できる体制づくり
- ② 関係機関連携の強化
- ③ 安心・安全な保護体制及び自立支援の充実
- ④ 暴力を許さない社会づくり

※支援の実態に合わせて、基本目標を改訂前の「6つ」から「4つ」に統合整理。

- ・①「安心して相談できる体制づくり」には、改訂前は別建てとしていた「苦情解決体制づくり」を統合して整理。
- ・③「安心・安全な保護体制及び自立支援の充実」は、保護と自立支援を一体的運用している実態を踏まえ、改訂前は別建てとしていた「安全な保護体制」と「自立支援体制」を統合したものの。

2 主な改訂内容

父母の離婚後等の子の養育に関する新たな制度（親権・親子交流など）やテクノロジーの進化を悪用し安全を脅かす事態への対応などを新たに盛り込む。

改訂のポイント	取組内容等
<p>父母の離婚後等の子の養育に関する見直し（R6.5月の民法改正）への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、R6.5月に改正された「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）」における親権、親子交流などに関する新たな制度について、DV被害者に適切な情報提供を行う。 ・ 親権について、離婚後、単独親権の定めをすることも共同親権の定めをすることもできることについて、ていねいに情報提供を行う。 ・ 裁判離婚の場合等において、家庭裁判所が親権者を指定する際、虐待やDV等、父又は母が子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は単独親権とされること、DVや虐待からの避難は親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当すること等、制度の運用面に関する考え方も、支援者は研修等を通じ、知識習得を図り、個別の事情への配慮とDV被害者の立場に立って、丁寧な説明を行い、適宜、弁護士への相談を提案する等の支援を行う。 ・ 父母や親族（祖父母等）との親子交流にあたっては、子どもの利益を最優先に考え、子どもの意向にも十分に配慮し、安全・安心な交流ができるようサポートを行う。
<p>位置情報を悪用した被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV加害者が被害者やその子どもの持ち物に「紛失防止タグ」を入れて居所を特定しようとする行為が各地で発生しているため、支援者がこれらの最新の情報を踏まえた支援を提供できる知識等を得て、被害者の安全を確保する支援を提供するとともに、新しい制度の周知・啓発を図る。 ※「紛失防止タグ」とは、紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の同伴児童も今後の自立先や親子交流等を決定するプロセスに参加し、自分の気持ちや意見が言えるよう、意見表明支援員（アドボキット）を活用した子どもの意見表明をサポートする取組を推進する。 ・デートDV予防啓発学習会に、SNS利用のリテラシー向上に関する内容も加え、学習会の内容を充実させるとともに、SNS利用によって、性暴力被害やトラブルに巻き込まれそうになった時に相談できる専門相談窓口である「青少年SNS・ネット悩みごと相談窓口」との連携等も実施する。 <p>※R6.4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」との整合を図るための字句修正を行う。</p>
-----	---

【参考】DV被害者支援計画改訂検討会議委員や関係機関からの主な意見

- ・共同親権や保護命令の拡大等の新しい動きの導入に伴い、DV被害者等の不安に対応できるよう支援者が正しい情報をもつことが重要。
- ・親権制度の見直しについて、様々な情報が飛び交っているため、正確な情報を女性相談支援センター等の支援者が相談者に伝えていくための対応力向上や相談内容によっては、弁護士への相談を提案することも必要。
- ・「DVや虐待がある場合、家庭裁判所は単独親権を認める」といった情報を伝えていくことが重要。
- ・困難な問題を抱える女性の支援に関する法律への対応や児童虐待とDVが併発している事案への対応等、関係機関（保育園、学校、保健・医療機関等）が適切に対応できるようネットワーク作りと連携体制の強化が必要。
- ・DV被害者及び同伴児童等ともに加害者との関係を絶った後も継続的な心理的支援が必要。
- ・同伴児童の意見表明支援にアドボガシーの枠組みを活用することも必要な取組だと思う。
- ・母子生活支援施設利用世帯の児童は、母親に言いたくても遠慮している部分は多々あると感じる。施設と母親との関係が良い程、第三者的な立場で子どもの意見を聴くことは重要。
- ・これまで計画改訂を重ね、記載内容が多くなっているため、定着している内容は整理してはどうか。等

3 今後の改訂スケジュール

令和8年6月6日～6月19日	パブリックコメントの実施
6月25日	常任委員会へパブリックコメント実施結果の報告
7月末日途	第5次計画の改訂、公表

米子児童相談所一時保護児童の交通事故について

令和8年6月9日
家庭支援課

米子児童相談所が一時保護していた児童が、児童相談所から外に走り出たため、交通事故に遭遇する事案が発生したので、その概要について報告します。

1 概要

- (1) 発生日時 令和8年6月5日(金) 午前7時20分ごろ
- (2) 事故の場所 米子市内の市道の横断歩道（米子児童相談所から約800メートルの距離）
- (3) 一時保護児童 小学生（男児）
- (4) 発生状況
 - ・午前7時頃、児童相談所居室内で職員が児童の様子を見ていたが、玄関の開錠のタイミングで、児童が外に走り出たため、職員はすぐに児童と伴走しながら、他の職員に応援を要請した。
 - ・児童は、職員が近づくと走って逃げようとしたため、危険防止に配慮して、積極的な保護行為を行うことなく見守っていたが、その後、横断歩道を横断中の児童と進行してきた自動車が接触した。
 - ・接触事故後は速やかに救急搬送し、医療機関受診を行った結果、打撲、擦過傷の診断であった。（レントゲン検査結果は異常なし）

2 再発防止策等について

- ・児童ひとりひとりの特性や背景等に応じた対応策の検討を行い組織としてその共有を図るとともに、突発的に発生する事案への対応訓練を行い、一時保護の体制を強化する。

西部総合事務所管内の私立認可保育所における施設内虐待への対応について

令和8年6月9日
西部総合事務所県民福祉局

西部総合事務所管内の私立認可保育所について、不適切な行為があったとの情報提供を受け、児童福祉法に基づく特別監査を実施したところ、園児に対する虐待行為及び不適切な対応が行われていたことが認められたことから、以下のとおり文書指摘により改善指導を行いましたので報告します。

1 対象施設

西部総合事務所管内の民間法人が運営する私立認可保育所 1施設

2 対応の経緯

日時	調査実施内容
令和8年2月28日	同園で不適切な行為があったとの情報提供
3月3日	情報提供者への聞き取り
3月9日	事実確認のため園を訪問。園長に聞き取り調査。保育室内のカメラ設置状況等を確認。
3月11日、13日	勤務する複数の職員に個別聞き取り調査を実施。聞き取り結果を受けて園内でカメラ映像を確認したが通報事象の確認ができなかったため、カメラ映像の提出を指示。
3月17日	園からカメラ映像の提供を受け、映像を確認。通報事象の虐待行為を確認。
3月19日、23日	市町村と合同で立入調査（特別監査）を実施し、設置法人への聞き取り、園長と当該行為をした職員への再度聞き取り調査を実施。3/19に当該行為をした職員と園児の切り離しを指示。
3月28日	法人による保護者説明会
5月1日	児童福祉審議会（書面）における意見聴取

3 確認した虐待等の状況

○身体的虐待

令和8年2月27日の昼寝時に、0歳児クラスの部屋で複数の職員が各園児を寝かしつける際、寝ないで歩いていた園児1名を当該職員が両手でつかんだ後、片手で園児の左腕をつかんだ状態から背後にある当該園児の布団に向けて、勢いよく投げた。

※今回聞き取り調査をした結果、うた遊びの時に園児の体型をとらえて「○○（乗り物の名称）は○○（園児の名前）」と呼んだこともあるという不適切な対応も確認した。

4 施設に対する指導内容

調査で確認した行為は、児童福祉法及び保育所保育指針に抵触する行為であることから、改善を図るよう、以下のとおり文書指摘により指導を行った。

(1) 指導内容

- ・子どもの人格を尊重し、保育にあたること。
- ・虐待行為及び不適切な行為が発生した状況の確認及び原因分析を行い、課題を明確にするとともに、再発防止に向けた取組内容について検討を行い実施すること。

(2) 報告を求める事項

- ・各事案について確認した状況並びに法人及び園の対応経過、各事案が発生した原因、把握した課題及び改善事項、再発防止に向けた取組内容等について、とりまとめて報告すること。

5 今後の県の対応（予定）

(1) 改善に向けた必要な指導助言を継続する。

※原因分析や課題の明確化、再発防止に向けた取組の検討において、保育現場経験者の視点による指導助言が有効であると考えられるため、西部教育局及び市町村の保育専門職員によるフォローを行う。

(2) 加えて改善報告提出後、その対応策の実効性を確認するため、継続的に現地調査、指導を行う。

(3) 管内の各園に対する現地指導等の際に、改めて施設内虐待等の不適切な事象が発生しないよう周知・啓発を行う。

※特に、職種別、年代別のコミュニケーションを目的とした研修の実施を提案し、職員間のコミュニケーションの円滑化を図り、風通しの良い職場になるよう助言指導していく。